

愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋 様

瀬戸市長 増 岡 錦 也

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書について(回答)

平成 20 年 8 月 19 日付けで要望のありました見出しのことについて、下記のとおり回答します。

記

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

①介護保険料について

ア. 2009年度の保険料は引き下げてください。

【回 答】

国の動向を受け、第4期介護保険事業計画策定委員会において審議していただき、設定してまいりたいと考えております。

(高齢者福祉課)

イ. 低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

【回 答】

減免につきましては、三原則(保険料の全額免除、収入のみに着目した一律減免、一般財源の投入を行わない)の遵守を原則とし、法に基づいて条及び要綱で定めており、今後同様に考えております。

(高齢者福祉課)

②利用料について

ア. 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。

【回 答】

利用料については、利用者負担が著しく高額になる部分には、政令で定める上限額を超える分を高額介護サービス費として支給しています。

(高齢者福祉課)

③要支援、要介護1の軽度の認定者に対し、訪問介護、福祉用具など必要なサービスを制限なく利用できるようにしてください。とくに、同居家族がいる場合の生活援助や院内介助などの利用を一律に制限しないでください。

【回 答】

福祉用具貸与サービスは、もともと身体の状態に応じて必要と判断された方が利用できるサービスであり、軽度の認定者におきましても、一定の要件を満たす方につきましては継続して利用することができます。また、訪問介護におきましても、同居家族の有無のみを判

断基準とすることなく、個々の利用者の状況において生活援助サービス等の必要性を地域包括支援センター、居宅介護支援事業所のケアマネジャー等が適切に判断し、サービスが提供されていると考えます。

(高齢者福祉課)

- ④特別養護老人ホームの建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてが利用できるようにしてください。

【回答】

民間活力を取り入れた施設整備等の拡充に努めていきたいと考えております。

(高齢者福祉課)

- ⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

【回答】

介護労働者を確保するための財政的な支援は、他業種との均衡を阻害することから考えておりません。

(高齢者福祉課)

(2) 高齢者福祉施策の充実について

- ①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

【回答】

65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯、それに類する世帯のうち、食事の調理が困難で安否確認が必要な方を対象に、昼食・夕食を含め週最大6回まで栄養のバランスのとれた食事を提供する「食の自立支援事業」を実施しております。なお、ふれあい会食につきましては、地区社会福祉協議会が実施しております。

(高齢者福祉課)

- ②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。

ア. 敬老パスや地域巡回バスなどの外出支援

イ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

【回答】

現在、瀬戸市福祉保健センターに開設されている瀬戸市老人福祉センターでは、バス送迎付きで利用していただき、高齢者の生きがいがづくりの一助となっていると考えております。また、宅老所につきましては、委託方式により市内3か所に設置しており、高齢者の楽しみの場として利用いただいております。

(高齢者福祉課)

(3) 障がい者控除の認定について

- ①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

【回答】

身体障害者手帳などの交付を受けた方以外でも、介護認定を受けている方で、6ヶ月以上で寝たきりの状態で食事・排便などの日常生活に支障のある65歳以上の方、知的障害者、身体障害者などと同程度の障害のある65歳以上の方については、障害者控除の対象としています。

(高齢者福祉課)

- ②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

【回答】

すべての要介護認定者に、案内書を送付しています。

(高齢者福祉課)

2. 高齢者医療の充実について

- ①福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度については、ひとり暮らし非課税者を対象とするとともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。

【回答】

県補助制度に準じて実施して参りたいと考えております。

(国保年金課)

- ②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

【回答】

被保険者間の負担の公平性の確保という観点から、最終的には資格証明書の発行についてはやむを得ないものと考えております。

(国保年金課)

- ③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

【回答】

県補助制度に準じて実施して参りたいと考えております。

(国保年金課)

- f④人間ドック、温泉など保養施設、文化・スポーツ施設の補助制度・利用割引など国保加入者への保健・福祉施策事業については、後期高齢者にも適用してください。

【回答】

従前より後期高齢者の人間ドックは、実施しておらず、今後の実施も考えておりません。

(国保年金課)

3. 子育て支援について

- ①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回答】

子ども医療費助成制度は、平成20年4月から、通院については小学校3年生まで、入院については中学校3年生までを対象として実施しております。愛知県の制度を上回る部分(小学校1～3年生の通院)は、市単独で助成を行っており、現時点では更なる無料化の拡大について考えておりません。

(国保年金課)

- ②妊産婦の無料健診制度は、産前は14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。

【回答】

母体や胎児の健康確保を図るうえで、重要なものであることから、本年度から健診の助成回数を2回を5回に拡大したところです。今後の助成拡大につきましては、国の動向や他市の状況を勘案し検討していきたいと考えております。

4. 国保の改善について

①保険料(税)について

- ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。
- イ. 就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。
- ウ. 前年所得が、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。
- エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

【回答】

保険料の減免制度の拡充は、低所得者層の一時的な負担能力の低下だけではなく、中間所得者層に対しても適用することを視野に、平成12年4月に減免基準の見直しを行ったところであり、現在のところ拡充は考えていません。なお、平成15年度より、低所得者層に対する保険料の軽減割合を7割・5割・2割に拡充し、負担の軽減を行っているところです。

(国保年金課)

②保険料(税)滞納者への対応について

- ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、義務教育修了前の子どもがいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。

【回答】

被保険者間の負担の公平性の確保という観点から、最終的には資格証明書の発行についてはやむを得ないものと考えております。

(国保年金課)

- イ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

【回答】

保険料を払いきれない加入者に対しては、電話や面談による納付相談を通じて、生活実態を把握し、適切な納付指導を行っていますが、被保険者間の公平性の確保という観点から、差押えなど滞納処分をせざるを得ない場合もあるものと考えています。

(国保年金課)

③65～74歳の保険料(税)の年金天引きは、行わないでください。

【回答】

平成20年7月25日に、特別徴収に関する施行令が改正され、一定の条件を満たす場合には口座振替による納付が可能となりました。

(国保年金課)

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。

【回答】

生活保護基準を目安にした減免基準を設けることは、考えておりません。

(国保年金課)

5. 障がい者施策の充実について

①通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にある資産要件を撤廃してください。

【回答】

資産要件につきましては、障害者自立支援法に基づくものであり、また昨年引き続き平成20年7月から軽減措置がとられ、資産要件の緩和策がとられていることから現段階での撤廃は考えておりません。

(社会福祉課)

②補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。

【回答】

現状の福祉サービスに対する支給量を維持するため、ご要望いただいた項目について、現段階で軽減策を講じる考えはありません。

(社会福祉課)

③第2期障害福祉計画の策定にあたって、地域の障害者・家族、居宅介護事業者・施設関係者等の実状を十分に聴くとともに、実態にあった住民参加の計画づくりにしてください。

【回答】

サービス利用者並びに在宅の重度障害者等から抽出した人に対して聞き取りを含め実情の把握をし、第2期障害福祉計画の策定につなげてまいります。また、計画づくりのみではなく、障害者の自立に向けた地域社会の構築を今後市民のみならずとも進めていきたいと考えております。

(社会福祉課)

6. 健診事業について

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

【回答】

健診事業に対する応分の負担は、やむを得ないものと考えております。ちなみに、生活保護世帯、市民税非課税世帯の方は免除しております。実施期間については、医師会・歯科医師会との話し合いの中で、個別方式で6月・7月・9月及び10月の4か月間を健(検)診期間としていますが、これを変更する考えはありません。

(健康課)

②歯周疾患検診については、年1回無料で受けられるようにしてください。少なくとも40・50・60・70歳の検診は必ず実施してください。

【回答】

20歳以上の方を対象とした歯周病予防健診を毎月2回集団方式で実施しているほか、歯科節目健康診査では、30歳から70歳の方のうち5歳ごとの対象として実施しています。

(健康課)

7. 地方税の徴収について

①地方税の年金天引きを行わないでください。

【回答】

今後、高齢化社会が進むにつれ公的年金を受給する高齢者が増加いたします。現在の納税は、市窓口、銀行等で納付をいただいておりますが、高齢者にとりまして手間のかかる仕組みとなっておりますので、納税の便宜を図るとともに、事務の効率化に努めてまいりたいと考えております。

(税務課)

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。

【回答】

要望等の申し入れについては、行う考えはありません。

(国保年金課)

- ②後期高齢者医療制度は廃止してください。

【回答】

要望等の申し入れについては、行う考えはありません。

(国保年金課)

- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

- ④子育て支援として就学前までの医療費無料制度の創設と妊産婦の健診制度の補助金を復活・拡充してください。また、現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。

【回答】

要望等の申し入れについては、行う考えはありません。

(国保年金課)

- ⑤消費税の引き上げは行わないでください。

- ⑥社会保障費自然増分2200億円の削減をやめてください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。

【回答】

要望等の申し入れについては、行う考えはありません。

(国保年金課)

- ②福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象に、ひとり暮らし非課税者を復活してください。

【回答】

要望等の申し入れについては、行う考えはありません。

(国保年金課)

- ③後期高齢者医療制度へ県として一般財源を投入してください。

【回 答】

要望等の申し入れについては、行う考えはありません。

(国保年金課)

④子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。

【回 答】

要望等の申し入れについては、行う考えはありません。

(国保年金課)

⑤削減した国民健康保険への県の補助金を元にもどし、増額してください。

【回 答】

要望等の申し入れについては、行う考えはありません。

(国保年金課)

⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。

【回 答】

要望等の申し入れについては、行う考えはありません。

(国保年金課)

⑦2007年4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃するなどさらなる軽減策をとってください。

【回 答】

現段階では撤廃は考えておりませんので、県に対して要望は現時点では行いません。

(社会福祉課)

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①愛知県の一般財源を繰り入れて、保険料を引き下げてください。

【回 答】

要望等の申し入れについては、行う考えはありません。

(国保年金課)

②低所得者に対する独自の保険料減免制度を設けてください。

【回 答】

要望等の申し入れについては、行う考えはありません。

(国保年金課)

③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。

【回 答】

要望等の申し入れについては、行う考えはありません。

(国保年金課)

④受診中の75歳以上高齢者についても健診を保障し、希望者全員が受けられるようにしてください。

【回 答】

要望等の申し入れについては、行う考えはありません。

(国保年金課)

- ⑤後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会(仮称)を設置してください。

【回答】

要望等の申し入れについては、行う考えはありません。

(国保年金課)

以上